

鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

(平成26年6月30日 教育長決裁)

(最終改正 令和2年4月28日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の趣旨に基づき、家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要綱に基づく給付金は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」又は「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）」に該当するものとして取り扱うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する高等学校等並びに高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第2条に規定する高等学校等専攻科（以下「専攻科」という。）のうち国公立の学校等をいう。
- (2) 高校生等 前号に定める高等学校等に在学する生徒（聴講生及び科目履修生を除く。）をいう。
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等及び専攻科に在学する生徒の保護者等をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、当該年度の7月1日（7月2日以降に入学することが高等学校等の学則に定められている場合は当該年度の11月1日、新入生において、4月から6月分に相当する額の前倒し支給（以下「前倒し支給」という。）を希望する場合、4月から6月相当額の申請に係るものは当該年度の4月1日、7月から翌年3月相当額の申請に係るものは当該年度の7月1日、家計急変による経済的理由から保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる者（生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）を除く。以下「家計急変世帯」という。）について、7月以降の家計急変による申請の場合は、申請のあった翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）の1日。以下「基準日」という。）において、別表に定める区分に属し、かつ、次の各号の全てに該当する者の保護者等とする。

- (1) 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する支給対象者又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者。
- (2) 保護者等が鹿児島県の区域内に住所を有している高校生等
- (3) 休学していない高校生等。ただし、休学が病気その他やむを得ない理由によるもので、その期間が短期間である場合はこの限りでない。
- (4) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」に基づき、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く。）が措置されていない高校生等。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該高校生等を算定の基礎とする給付金の支給を受けることができない。
- (1) 当該年度において、既に1人の高校生等につき鹿児島県教育委員会（「以下「県教育委員会」という。）、その他の都道府県等から、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に基づく給付金の支給を受けている場合
 - (2) 既に1人の高校生等につき通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、専攻科に通う高校生等は通算2回（修業年限が1年の場合は1回））の支給を受けている場合。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者については、この回数に1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回）を加える。
 - (3) 家計急変世帯において、申請後、支給決定までに家計急変の状況が解消された場合。

（給付金の支給額等）

第4条 給付金の支給額は、別表に定めるところによる。

（受給申請）

第5条 保護者等は、奨学のための給付金受給申請書（別記第1号様式（家計急変世帯にあつては別記第1号様式の1））に次の各号に掲げる書類を添えて、基準日が4月1日の場合にあつては5月31日、7月1日の場合にあつては7月31日、11月1日の場合にあつては11月30日、（それらの日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その日後において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）までに（家計急変世帯にあつて7月以降の家計急変による申請の場合は随時）県教育委員会に申請するものとする。ただし、県教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）の場合
 - ア 在学証明書
 - イ 生業扶助の措置状況が分かる証明書
 - ウ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の場合（次号及び第4号の場合を除く。）
 - ア 在学証明書
 - イ 保護者等全員の個人番号カードの写し等又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
 - ウ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (3) 前号の世帯に扶養されている通信制及び専攻科以外の高等学校等に通う高校生（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の場合
 - ア 在学証明書
 - イ 保護者等全員の個人番号カードの写し等又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
 - ウ 高校生等（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に、基準日の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが確認できる書類
 - エ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (4) 生活保護受給世帯及び保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている専攻科に通う高校生等がいる場合
 - ア 在学証明書
 - イ 生活保護受給証明書又は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
 - ウ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (5) 家計急変世帯に扶養されている高校生等がいる場合

- ア 在学証明書
- イ 家計急変の発生事由を証明する書類
- ウ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- エ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類
- オ その他県教育委員会が必要と認める書類

(保護者等が死亡した場合の届出)

第6条 給付金を受給しようとする保護者等が、基準日の翌日以降から支給決定がされる前の間に死亡した場合、その受給資格を承継する保護者等は、受給資格承継届（別記第2号様式）に関係書類を添えて、県教育委員会に届け出なければならない。

(基準日における世帯状況の調査)

第7条 県教育委員会は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護受給の有無、道府県民税及び市町村民税の課税状況、その他給付金の支給を行うために必要があると認める場合、保護者等の同意に基づき、各市町村及びその他関係機関に確認することができる。

(支給の決定等)

第8条 県教育委員会は、第5条の規定による申請を受理したときは、これを審査して支給の可否を決定し、支給を決定したときは奨学のための給付金支給決定通知書（別記第3号様式）、却下したときは奨学のための給付金却下通知書（別記第4号様式）により、保護者等に通知するものとする。

(支給日)

第9条 給付金は、支給を決定した日の属する月の翌月末日までに支給する。ただし、県教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(支給回数)

第10条 支給回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制は4回、専攻科に通う高校生等は年1回、通算2回（修業年限が1年の場合は1回））を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）支給することができる。

なお、前倒し支給については、年1回の支給を4月から6月相当額と7月から翌年3月相当額に分割して支給するものとする。

(給付金の支給)

第11条 給付金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第10号の規定により資金を前渡する。

(給付金の代理受領)

第12条 前条に基づく給付金の支給において、高等学校等の長は、保護者等から奨学のための給付金委任状（別記第5号様式）の提出がある場合は、給付金を代理受領し、授業料以外の教育費に係る債権の弁済に充てることができる。

(支給決定の取消)

第13条 県教育委員会は、保護者等が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたときは、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還等)

第14条 県教育委員会は、前条の規定により取り消したときは、その旨を通知するものとし、支給された給付金を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に基づく給付金の支給については、平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等に入学した高校生等から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

別表

区 分		高校生等 1 人当たり の給付金支給額	支給対象経費
1 生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）に扶養されている高校生等		年額 32,300円	修学旅行費等
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等（1の場合を除く。）	2 通信制高等学校等に通う高校生等	年額 36,500円	教科書費，教材費，学用品費，通学用品費，教科外活動費，生徒会費，PTA会費，入学学用品費等
	3 通信制以外の高等学校等に通う高校生等（4の場合を除く。）	年額 84,000円	
	4 2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	年額 129,700円	
5 生活保護受給世帯及び保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている専攻科に通う高校生等		年額 36,500円	教科書費，教材費，学用品費

(注1) 本表における「高校生等」は第3条第1項各号の全てに該当する者をいう。

(注2) 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て年額36,500円を用い、通信制以外の高校生等（専攻科除く）は、全て年額129,700円を用いる。

(注3) 前倒し支給を行う場合、4月から6月分相当額は本表の区分に応じた支給額に四分の一を乗じた額（1円未満の端数切り捨て）、7月から翌年3月分相当額は年額から4月から6月相当額を差し引いた額とする。ただし、4月から6月分相当額が、7月1日現在の状況に応じた支給額（年額）を上回る場合は、4月から6月分相当額を年額とする。

(注4) 家計急変世帯においては、7月までに家計が急変したことによる申請の場合は本表の2から5の区分に応じた支給額、7月以降に家計が急変したことによる申請の場合は本表の2から5の区分に応じた額について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切り捨て）を年額とする。

別紙

口座振込申出書

年 月 日

(支出命令所属) 資金前渡職員 殿

申請者住所 _____

申請者氏名 _____ ⑩

私に対する奨学のための給付金の支払いについては、下記口座に振り込まれるよう申し出ます。

記

※ 原則、申請者本人の口座を指定してください。

※ 通帳の写しを添付してください。

金融機関： _____ 銀行・労金・信金 _____ 本店・支店・支所
出張所・代理店
信組・相信・農協 _____ その他【 _____ 】

預金種別： 普通・当座 (※貯蓄預金口座への振込はできません。)

口座番号： _____

口座名義： _____

(通帳裏面等に記載のカタカナ名義を記入)

※ 通帳の写しは、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義の記載されているページの写しを添付してください。

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

奨学のための給付金受給申請書

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。））の支弁対象ではありません。
※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- 給付金の支給を行うために鹿児島県教育委員会が必要があると認める場合、基準日における世帯の状況について、各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。

令和2年度における奨学のための給付金の受給を申請します。

申請区分	※全学年選択可		※新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります。）	
	<input type="checkbox"/> 年額支給	<input type="checkbox"/> 4月から6月相当額支給	<input type="checkbox"/> 7月から翌年3月相当額支給	
申請者住所 (基準日現在)	〒 -		ふりがな	
			申請者氏名	Ⓜ
連絡先(電話番号)	- -			
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人 ・その他（)			

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな				生年月日	年 月 日 (満 歳)
氏名					
在学 する 学校	学校の名称				
	国公立の区分	<input type="checkbox"/> 国立	学校の種類・ 課程・学科	<input type="checkbox"/> 高等学校（ <input type="checkbox"/> 全日制・ <input type="checkbox"/> 定時制・ <input type="checkbox"/> 通信制） <input type="checkbox"/> 中等教育学校（後期課程） <input type="checkbox"/> 高等専門学校（第1～3学年） <input type="checkbox"/> 専修学校、各種学校（) <input type="checkbox"/> 高等学校等専攻科	
	※該当するものを選択してください	<input type="checkbox"/> 公立	※該当するものを選択してください		
	学校の所在地	都道府県	市区町村		
学 年	第 学年	在学期間	年 月 日	～ 在学中	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	

【2 保護者等の収入の状況又は生活保護の受給について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の（ 個人番号カードの写し等、 課税証明書等）を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等、課税証明書等を提出できない場合 等

※ 裏面も記入してください

③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、個人番号カードの写し等、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

(4) 個人番号カードの写し等を提出した者の令和2年1月1日現在の住所 ※課税証明書等を提出する場合は記載不要。

生徒との続柄	令和2年1月1日現在の住所
	都道 市区 府県 町村

生徒との続柄	令和2年1月1日現在の住所
	都道 市区 府県 町村

【3 世帯員の状況について】〔※生活保護受給世帯の場合は記入不要です。〕

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日(年齢) ※年齢は基準日現在の満年齢を記入	職業又は就学状況	申請区分
				年 月 日(満 歳)	
			年 月 日(満 歳)		<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
			年 月 日(満 歳)		<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
			年 月 日(満 歳)		<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
			年 月 日(満 歳)		<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降

- ※ 申請者及び対象となる高校生等については必ず記入してください。
- ※ 当該世帯に基準日現在、申請者以外の保護者等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は記入してください。
- ※ 「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。（中学生以下の世帯員は記入不要）
（記入例）父、母、兄、姉、本人、弟、妹、祖父、祖母、叔父（伯父）、叔母（伯母）など
- ※ 「申請区分」欄は、保護者等が扶養している15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の子について、第1子、第2子以降のいずれかにレ点を付けてください。

※2の(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、署名押印してください。

私の世帯は、 月 日（基準日）現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。

申請者氏名

Ⓜ

【4 奨学のための給付金受給状況について】

これまで受給した全ての奨学のための給付金について記入してください。

回数	受給年度	左記の受給時に高校生等が在学していた高等学校等	備考
1回目	年度		
2回目	年度		
3回目	年度		
4回目	年度		
5回目	年度		

- ※ 1人の高校生等につき、在学中に通算して3回（定時制課程又は通信制課程の場合は4回、専攻科に通う高校生等は年1回、通算2回（修業年限が1年の場合は1回））を上限として支給します。
- ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者については、この回数に加えて1回（定時・通信制は最大で2回まで）支給することができます。
- 前倒し支給を行った者については、4月から6月相当額と7月から翌年3月相当額の支給を合わせて1回とします。

【5 支給方法について】

支給方法	<input type="checkbox"/>	口座振込みにより支給してください。 （※ 口座振込申出書（別紙）及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。）
	<input type="checkbox"/>	現金により支給してください。 〔※ 鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等であって、別途指定する日時及び場所に受け取りに来られる場合のみ選択してください。〕

別記

第1号様式の1（第5条関係）

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

奨学のための給付金受給申請書

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。））の支弁対象ではありません。
※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- 給付金の支給を行うために鹿児島県教育委員会が必要であると認める場合、基準日における世帯の状況について、各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。

令和2年度における奨学のための給付金の受給を申請します。

申請区分	※全学年選択可		※新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります。）	
	<input type="checkbox"/> 年額支給	<input type="checkbox"/> 4月から6月相当額支給	<input type="checkbox"/> 7月から翌年3月相当額支給	
申請者住所 （基準日現在）	〒 -		ふりがな	
			申請者氏名	Ⓜ
連絡先（電話番号）	- -			
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人 ・その他（ ）			

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな				生年月日	年 月 日（満 歳）
氏名					
在学する学校	学校の名称				
	国公立の区分	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 公立	学校の種類・ 課程・学科 ※該当するもの を選択してください	<input type="checkbox"/> 高等学校（ <input type="checkbox"/> 全日制・ <input type="checkbox"/> 定時制・ <input type="checkbox"/> 通信制） <input type="checkbox"/> 中等教育学校（後期課程） <input type="checkbox"/> 高等専門学校（第1～3学年） <input type="checkbox"/> 専修学校、各種学校（ ） <input type="checkbox"/> 高等学校等専攻科	
	学校の所在地	都道府県	市区町村		
	学年	第 学年	在学期間	年 月 日	～ 在学中
過去の高等学校等 における在学期間	学校名 立	年 月 日	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	

【2 保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 次の者の課税証明書等（給与収入、扶養親族の記載が省略されていないもの）を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等

※ 裏面も記入してください

③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 () 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 次の理由により家計急変が生じており、それを証明する書類を提出します。

年収見込み	家計急変前	家計急変後
	円	円
家計急変理由		

※ 家計急変前の年収見込みについては、課税証明書等に記載されている給与収入を記入してください。
 ※ 家計急変後の年収見込みについては、給与明細書等により家計急変後1年間の年収見込みを推計し、記入してください。
 ※ 申請後、年収見込みに変更が生じた（就職した等）場合、直ちに申し出てください。

【3 世帯員の状況について】

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日(年齢) ※年齢は基準日現在の満年齢を記入	職業又は就学状況	申請区分
				年 月 日 (満 歳)	
			年 月 日 (満 歳)		<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
			年 月 日 (満 歳)		<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
			年 月 日 (満 歳)		<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
			年 月 日 (満 歳)		<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降

※ 申請者及び対象となる高校生等については必ず記入してください。
 ※ 当該世帯に基準日現在、申請者以外の保護者等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は記入してください。
 ※ 「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。（中学生以下の世帯員は記入不要）
 （記入例）父、母、兄、姉、本人、弟、妹、祖父、祖母、叔父（伯父）、叔母（伯母）など
 ※ 「申請区分」欄は、保護者等が扶養している15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の子について、第1子、第2子以降のいずれかにレ点を付けてください。

※下記内容を確認の上、署名押印してください。

私の世帯は、 月 日（基準日）現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。

申請者氏名 印

【4 奨学のための給付金受給状況について】

これまで受給した全ての奨学のための給付金について記入してください。

回数	受給年度	左記の受給時に高校生等が在学していた高等学校等	備考
1回目	年度		
2回目	年度		
3回目	年度		
4回目	年度		
5回目	年度		

※ 1人の高校生等につき、在学中に通算して3回（定時制課程又は通信制課程の場合は4回、専攻科に通う高校生等は年1回、通算2回（修業年限が1年の場合は1回））を上限として支給します。
 ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者については、この回数に加えて1回（定時・通信制は最大で2回まで）支給することができます。
 前倒し支給を行った者については、4月から6月相当額と7月から翌年3月相当額の支給を合わせて1回とします。

【5 支給方法について】

支給方法	<input type="checkbox"/>	口座振込みにより支給してください。 （※ 口座振込申出書（別紙）及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。）
	<input type="checkbox"/>	現金により支給してください。 （※ 鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等であって、別途指定する日時及び場所に受け取りに来られる場合のみ選択してください。）

受給資格承継届

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

〒 _____

(承継人) 住 所 鹿児島県 _____

電話番号（自宅または携帯電話）

連絡先 _____

ふりがな

氏 名 _____ ⑩

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

高校生等との続柄 _____

下記の奨学のための給付金受給申請について、鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第6条の規定に基づき、私はその受給資格を承継することを届け出ます。

記

1 生徒に関する事項

ふりがな	_____	学年	第 _____ 学年
氏 名	_____		
学校名	_____		

2 生徒の保護者等（被承継人）に関する事項

ふりがな	_____	高校生等 との続柄	_____
申請者氏名 (被承継人氏名)	_____		
承 継 の 原 因	申請者（被承継人）の死亡 ※ 戸籍事項全部証明書（戸籍謄本）を添付してください。		
事実発生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		

3 支給方法

<input type="checkbox"/>	口座振込みにより支給してください。 ※ 口座振込申出書（別紙）及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。
<input type="checkbox"/>	現金により支給してください。 ※ 鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等であって、別途指定する日時及び場所に受け取りに来られる場合のみ選択してください。

様

鹿児島県教育委員会

年度奨学のための給付金支給決定通知書

あなたから申請のあった奨学のための給付金については、鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

支給決定年度	年度
高校生等氏名	
在籍高等学校等	
学年	第 学年
学校種・課程等の別	()
申請者氏名	
申請者住所	
支給決定額	円
世帯区分	
支給年月日	年 月 日

【留意事項】

あなたに支給される奨学のための給付金については、委任状の提出があった場合、あなたが負担する授業料以外の教育費（学校徴収金等）と相殺します。

様

鹿児島県教育委員会

年度奨学のための給付金却下通知書

あなたから申請のあった奨学のための給付金については、鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第8条の規定により、下記の理由により却下したので通知します。

記

支給却下年度	年度
高校生等氏名	
在籍高等学校等	
学年	第 学年
学校種・課程等の別	()
申請者氏名	
申請者住所	
却下理由	

年 月 日

高等学校長 殿

奨学のための給付金委任状

私が支給を受ける奨学のための給付金については、貴殿にその一部又は全部の受領を委任します。

また、給付金を貴校の学校徴収金等に充てることについて、了承します。

記

申請者氏名	⑩
対象となる高校生等の氏名	
申請者住所	
学校徴収金等	学校徴収金 (学年・学級費, 実習費, 修学旅行費等) 諸会費 (PTA会費, 生徒会費等)

【留意事項】

高校生等が在学する学校が請求する授業料以外の教育費（学校徴収金等）に給付金を充当することを希望する場合に提出してください。

委任状が提出された場合、給付金を学校徴収金に充当後、残金があった場合のみ、口座振込申出書の口座に残金が振り込まれます。